

第3次

みどり市地球温暖化対策実行計画

(中間見直し)

令和5年3月



みどり市地球温暖化対策実行計画

目次

第1章 基本的事項	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の対象及び期間	3
5. 温室効果ガス排出量の算定方法	7
第2章 温室効果ガス排出状況と削減目標	8
1. 温室効果ガス排出状況	8
2. 温室効果ガス排出量の削減目標	9
第3章 温室効果ガス抑制のための取り組み	10
1. 職員一人一人が取り組むべき対策	10
2. 市全体で取り組むべき対策	11
第4章 計画の推進・進行管理	12
1. 推進体制	12
2. 計画の評価方法	13
3. 計画の進行・管理	14
第5章 参考資料	15
1. 温室効果ガス削減に向けたチェックシート（参考資料1）	15
2. 温室効果ガス排出量算出に関する入力シート（参考資料2）	17
3. 温室効果ガス排出係数一覧（参考資料3）	18

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化は、人の活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増加することにより、地球全体として、地表及び大気の温度が現在よりも上昇し、自然生態系及び人類に深刻な被害をもたらすものです。その影響の大きさや深刻さから、地球温暖化を防止することは人類共通の課題となっています。

国際社会では、平成27年12月、気候変動の影響に対処するため、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）にて、工業化以前からの平均気温上昇を2℃以下に抑えることを目指す「パリ協定」が採択されました。さらに、令和3年11月の「グラスゴー気候合意」では目標がより強化され、1.5℃以下に抑える努力を追及するとされました。

国では、令和3年4月、2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標を2013（平成25）年度比46パーセント削減に引き上げ、さらに50パーセントの高みに向け挑戦することを表明しました。

みどり市では、地球規模で進行する温暖化、またこれに起因する環境問題への取組を強化し、未来の子どもたちが笑顔で暮らせるよう、災害に強く持続可能なまちを構築することを目的に、令和3年12月、人材育成などのみどり市の独自性を打ち出した「みどり5つのゼロ宣言」を表明しました。この「みどり5つのゼロ宣言」では、2050年までに自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」、プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」の5つの「ゼロ」を達成するため、ハード（インフラ強化）とソフト（人材育成）の両面から取組を強化するとしています。この宣言に併せて、環境省で推し進めている「COOL CHOICE」に賛同するとともに、2050年までに二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を表明いたしました。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、その事務・事業に関し、温室効果ガスの削減と吸収作用の保全及び強化に取り組むための計画である「地球温暖化対策実行計画」の策定と公表が義務付けられています。みどり市においても、平成22年3月に「みどり市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできたところであり、令和2年4月、「第3次みどり市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの更なる削減を図って参りました。

この度、計画期間が中間年を迎えたことから、環境問題を取り巻く技術的進歩や社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しを行いました。

計画期間の後期においても2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指し、ゼロカーボンシティとして、効果的な対策を推進していきます。

2. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、本市の事務及び事業により排出される温室効果ガスの削減を図るとともに、市の取り組みを市民及び事業者を示すことによって、自主的な温室効果ガス排出削減の啓発を行うことを目的としています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第2次みどり市総合計画」や「第2次みどり市環境基本計画（後期計画）」、「みどり5つのゼロ宣言」と整合性を図りながら、総合的に推進していくものです。

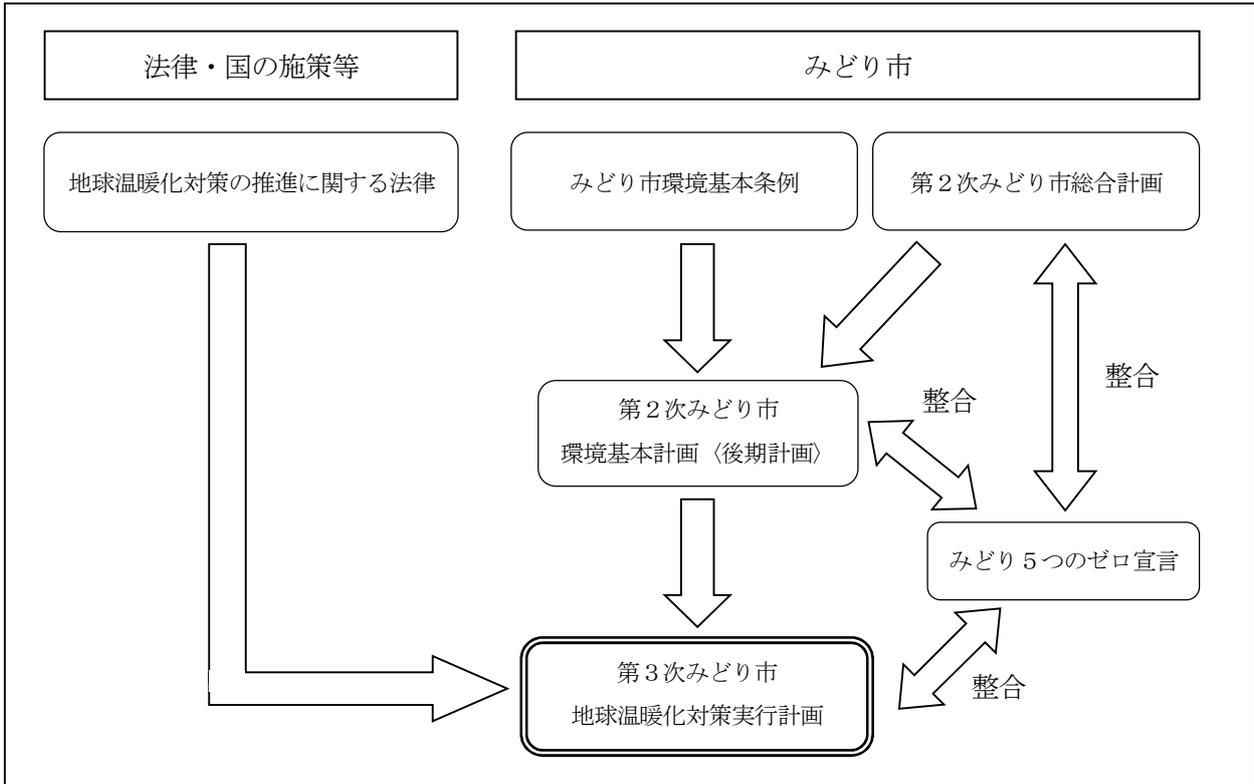


図1 みどり市地球温暖化対策実行計画の位置づけ

4. 計画の対象及び期間

(1) 本計画の対象

本市が実施する全ての事務及び事業や、指定管理者制度導入施設等を含む本市の全ての施設を対象とします。ただし、外部委託工事等の温室効果ガス排出量の数値的把握が困難なものについては対象外とします。

表1 対象施設一覧

所管部	所管課	施設名等
【各庁舎】		
		笠懸庁舎
		大間々庁舎
		東支所
		教育庁舎
【庁舎外施設等】		
総務部	総務課	選挙管理委員会
	企画課	みどり市テレビ難視聴対策施設
	財政課	みどり市営赤城駅西口駐車場
岩宿駅北口駐車場		
市民部	生活環境課	笠懸し尿貯留場
		大間々し尿貯留場
		東し尿貯留場
保健福祉部	社会福祉課	みどり市温泉施設かたくりの湯
		みどり市障害者福祉センター
		みどり市地域活動支援センターおおま
		みどり市立厚生会館
	介護高齢課	みどり市高齢者能力活用センター
		みどり市介護予防複合施設
		みどり市笠懸老人憩の家
		みどり市大間々老人憩の家
		みどり市高齢者生活福祉センター
		みどり市老人福祉センター
		みどり市立笠懸第1保育園
	こども課	みどり市笠懸小学童クラブ(旧第1親老児童館)
		みどり市笠懸小学童クラブ(旧第2親老児童館)
		みどり市笠懸北小学童クラブ
		みどり市笠懸西小学童クラブ
		みどり市第1笠懸東学童クラブ
		みどり市第2笠懸東学童クラブ
		みどり市大間々北学童保育所
		みどり市大間々南学童保育所
		みどり市大間々東学童保育所

所管部	所管課	施設名等
保健福祉部	健康管理課	みどり市笠懸保健センター
		みどり市大間々保健センター
		みどり市東保健センター
		みどり市国民健康保険診療所
産業観光部	農林課	農林業センター
		浅原体験村
		みどり市東町農産物直売所
	観光課	小平の里
		ながめ公園
都市建設部	建設課	各公園電灯等
	都市計画課	福岡中央集落排水センター
		大間々南下水路雑排水浄化施設
	危機管理課	消防施設
東支所	東市民生活課	わらべ工房
		沢入地区共同交流生活ハウス「いきがい」
		今泉嘉一郎の生家
		ファミリーオートキャンプ場そうり
		黒坂石バンガローテント村
		地域振興青年研修センター
競艇事業局	総務課	競艇事業局
【教育委員会】		
教育部	教育総務課	みどり市大間々学校給食センター
	学校教育課	みどり市立笠懸小学校
		みどり市立笠懸東小学校
		みどり市立笠懸北小学校
		みどり市立笠懸西小学校
		みどり市立大間々北小学校
		みどり市立大間々南小学校
		みどり市立大間々東小学校
		みどり市立笠懸中学校
		みどり市立笠懸南中学校
		みどり市立大間々中学校
		みどり市立大間々東中学校
		みどり市立あずま小中学校
		みどり市立笠懸幼稚園
みどり市教育支援センターなごみ笠懸教室		

所管部	所管課	施設名等
教育部	社会教育課	笠懸公民館
		東公民館
		笠懸図書館
		大間々図書館
		笠懸野文化ホール
		みどり市童謡ふるさと館
		みどり市福岡記念館
		みどり市民体育館
		みどり市笠懸グラウンド
		みどり市西鹿田グラウンド
		みどり市大間々グラウンド
		みどり市桐原グラウンド
		みどり市神梅グラウンド
		みどり市大間々弓道場
		多世代交流館
		みどり市東運動公園
		文化財課
	大間々博物館	
	旧花輪小学校記念館	
	ふれあい学習館	
	史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設	
	富弘美術館	西鹿田中島遺跡史跡公園
		富弘美術館

(2) 見直し後の計画の期間及び目標年度

本計画は、平成 25 年度を基準年度*とし、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間とします。

※国の削減目標である「平成 25 年度を基準年度として令和 12 年度までに温室効果ガスの排出量を 46%削減すること」を準用し、基準年度を設定いたしました。

(3) 対象となる温室効果ガス

対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する 7 物質のうち、市の事務及び事業から排出される二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン類の 4 物質とします。

表 2 温室効果ガスの種類

温室効果ガス	性 質	用途、排出源
二酸化炭素(CO ₂)	・代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など
メタン(CH ₄)	・天然ガスの主成分で、常温で気体 ・よく燃える	稲作、家畜の腸内発酵、 廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素(N ₂ O)	・数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質 ・他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	・塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン ・強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
パーフルオロカーボン類(PFC)	・炭素とフッ素だけからなるフロン ・強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど
六フッ化硫黄(SF ₆)	・硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間 ・強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など
三フッ化窒素(NF ₃)	・NF ₃ 製造のときの漏出が 9 割を占め、半導体・液晶からの排出が 1 割を占める	製造機器の漏出防止のための改良

※市の事務及び事業で排出されない、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素は対象から除外します。

5. 温室効果ガス排出量の算定方法

(1) 温室効果ガス排出量の算定式

温室効果ガス排出量の算定方式は以下のとおりです。

$$\text{【温室効果ガス排出量】} = \text{【活動量】} \times \text{【排出係数】} \times \text{【地球温暖化係数】}$$

(2) 活動量

温室効果ガス排出の要因となる電気、燃料使用量等。

表3 活動区分毎の調査項目

項目	単位
ガソリン使用量	L
灯油使用量	L
軽油使用量	L
A 重油使用量	L
液化石油ガス (LPG) 使用量	kg
電気使用量	kWh
一般廃棄物の焼却量	t
カーエアコンの使用 (年間)	台
下水処理量	m ³
浄化槽	人

(3) 排出係数

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条により、活動区分ごとに規定された係数とします。(参考資料3)

施行令に基づく排出係数は必要に応じて見直しが行われるため、今後見直しがあった場合は、その都度見直し後の数値を用います。

(4) 地球温暖化係数

地球温暖化係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に規定する係数とします。

表4 地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1,430

※地球温暖化係数：二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字。

※ハイドロフルオロカーボンについては、自動車エアコンに使用されている HFC-134a とします。

第2章 温室効果ガス排出状況と削減目標

1. 温室効果ガス排出状況

令和3年度におけるみどり市の事務及び事業による温室効果ガスの排出状況（二酸化炭素換算）は以下のとおりです。

総排出量=13,897.1 t-CO₂

(令和3年度)

このうち、廃棄物の焼却が最も多く 66.0%を占めています。次いで、電気の使用によるものが 26.3%、燃料の使用が 5.8%となっており、3項目で全体の約 98%を占めています。

表5 令和3年度の温室効果ガス排出実績

活動の種類	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	構成比率 (%)
燃料の使用	810.5	5.8
電気の使用	3,651.6	26.3
廃棄物の焼却	9,168.3	66.0
その他	266.6	1.9
合計	13,897.1	100.0

表6 活動別温室効果ガス排出量の推移 (単位: t-CO₂)

	平成25年度 (基準年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年
燃料の使用	1,694.7	954.7	1,292.8	1,346.3	1,206.3	1,044.3	987.5	833.4	810.5
電気の使用	4,347.4	3,578.9	4,246.5	4,327.6	4,360.8	4,374.7	4,106.4	3,501.2	3,651.6
廃棄物の焼却	8,220.6	8,449.6	8,754.6	7,558.2	8,267.3	7,680.4	6,864.9	7,217.8	9,168.3
その他	156.1	347.7	312.5	223.1	181.9	199.8	421.4	334.7	266.6
合計実績	14,418.8	13,331.0	14,606.4	13,455.2	14,016.3	13,299.2	12,380.2	11,887.2	13,897.1
基準年度比	-	▲ 7.5%	1.3 %	▲ 6.7%	▲ 2.8%	▲ 7.8%	▲ 14.1%	▲ 17.6%	▲ 3.6%

2. 温室効果ガス排出量の削減目標

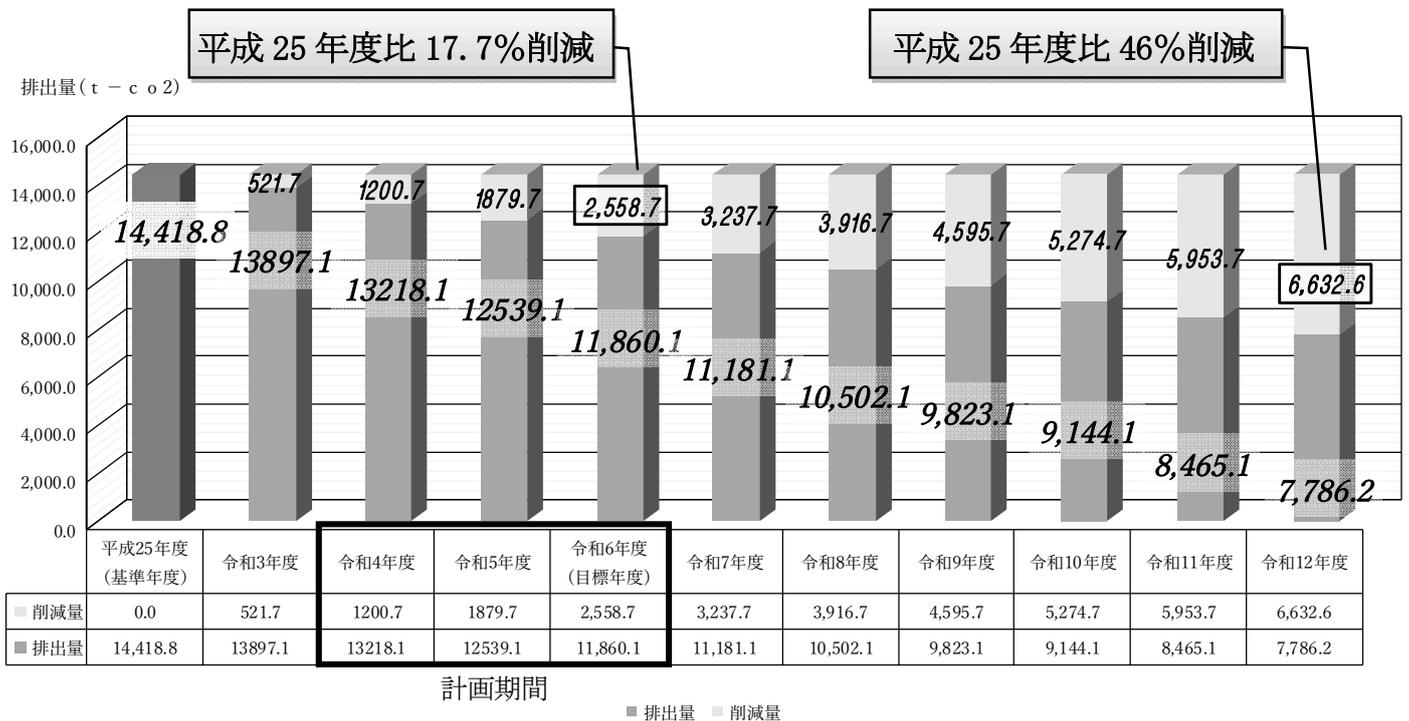
本計画では、国の削減目標である「平成25年度を基準年度として令和12年度までに温室効果ガスの排出量を46%削減すること」を準用し、目標を設定いたしました。

令和6年度までに温室効果ガス排出量を平成25年度比17.7%削減します

表7 温室効果ガスの排出量削減目標 (単位: t-CO₂)

平成25年度 (基準年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (目標年度)
14,418.8t-CO ₂	13,218.1t-CO ₂	12,539.1t-CO ₂	11,860.1t-CO ₂

図2 温室効果ガス削減イメージ



第3章 温室効果ガス抑制のための取り組み

削減目標を達成するために、職員一人一人が地球温暖化問題に対しての意識を持ち、令和6年度までに温室効果ガス排出量を平成25年度比17.7%削減を目指し、以下の取り組みを重点的に行います。

1. 職員一人一人が取り組むべき対策

削減項目	具体的な内容
電力使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○照明 <ul style="list-style-type: none"> ・照明点灯時間の短縮を図り、最小限の点灯に努める。 ・昼休みは、窓口業務や市民サービスに支障のない範囲で消灯する。 ・自然光を取り入れ、支障のない範囲で消灯する。 ・照明器具の定期的な清掃を実施する。 ○空調 <ul style="list-style-type: none"> ・クールビズやウォームビズを推進する。 ・冷暖房の設定温度の適正化に努める。 ・冷暖房の使用期間及び使用時間の短縮に努める。 ・サーキュレーターを活用し、冷暖房を効果的に使用する。 ○OA機器 <ul style="list-style-type: none"> ・外出時にはOA機器の電源をこまめに切る。 ・OA機器の節電機能を活用する。 ○照明、空調、OA機器 <ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーを徹底する。
ガソリン、軽油使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車を運転する際は、エコドライブに努める。 ・近隣への移動については、徒歩や自転車の移動に努める。 ・公用車は相乗り等により、効率的な利用に努める。
灯油、A重油の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・石油ストーブの使用期間及び使用時間の短縮に努める。 ・ボイラーの効率的な運転に努め、燃料使用量を抑制する。
LPG、都市ガスの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯器や湯沸かし器などは季節に合わせて設定温度を低めに調整する。 ・ガス湯沸かし器の種火をこまめに消す。
ごみ排出量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー等は両面印刷を徹底し、用紙の使用量削減に努める。 ・印刷物や報告書の簡略化に努める。 ・メールや庁内チャットを活用し、用紙の使用量削減に努める。 ・ミスプリントや紙ごみは回収し、リサイクルに努める。 ・ごみを排出する際は、分別を徹底する。
水道使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・水道栓の開け閉めをこまめにする。

2. 市全体で取り組むべき対策

削減項目	具体的な内容
グリーン購入推進	<ul style="list-style-type: none"> ・再生品については、エコマーク、グリーンマーク等各種環境事業の対象となっているものの使用に努める。 ・トイレトペーパーは、古紙配合の製品の使用に努める。 ・市が直接購入して使用する用紙類は再生紙とし、その利用拡大に努める。 ・コピー用紙は、グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する商品の使用に努める。 ・使用している冷蔵庫、エアコン等の家電製品及びパソコン、コピー機等のOA機器の更新に当たっては、耐用年数を考慮し、エネルギー消費のより少ない省エネルギー型の導入に努める。 ・公用車の新規導入、更新するときは、低公害車（低燃費・低排出ガス認定車、ハイブリッド自動車、電気自動車等）を優先的に選択する。
市有施設等での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・消費電力の少ない照明器具（LED等）の導入に努める。 ・照明器具の定期的な清掃を実施する。 ・既設の建物の建て替え時には、省エネルギー型の建築等を取り入れるよう努める。 ・机や椅子などを導入する場合は、間伐材を用いた木材製品を利用するように努める。 ・古紙リサイクルボックスを設置し、ダンボール及びミスピントの紙類などを回収しリサイクルする。 ・コピー機、プリンターの使用済みトナーケースのリサイクルに努める。 ・バイオマス燃料の活用を推進する。 ・節水型製品の導入に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業所へのごみ排出量削減の啓発を行う。 ・職員の環境保全意識の向上を図る。 ・市有林を適切に管理し、CO₂吸収源の確保に努める。

第4章 計画の推進・進行管理

社会経済情勢の変化など、市の環境を取り巻く状況は刻々と変化しています。こうした状況の変化を的確に捉え、地球温暖化対策実行計画を適切に推進するためには、具体的な取り組みを各施策で展開することが重要です。

そこで、計画の実効性を高めるために、まずは各課において「温室効果ガス排出量管理者」を置くものとします。

「温室効果ガス排出量管理者」は、各課で使用する燃料や自動車等の走行量、電力などの使用量を把握・記録し、必要に応じ事務局（生活環境課）に報告するものとします。

また、本計画は以下の推進体制と進行管理の仕組みにより計画を実行していきます。

1. 推進体制

(1) みどり市地球温暖化対策推進部会

この計画の推進に際しては、広範多岐にわたる各種の地球温暖化対策を総合的、計画的に実施する必要があります。よって、関係各課による情報交換や相互理解を深め、役割分担についての合意形成を図るため、各課長で構成される「みどり市地球温暖化対策推進部会」において、温室効果ガス排出量削減状況の把握や、課題の検討など、計画の推進に努めます。

(2) みどり市地球温暖化対策委員会

推進部会から報告された温室効果ガス排出量削減状況や施策の取り組み状況を確認し、次年度以降の重点を置く施策等を検討します。

(3) 関係機関及び関係団体などとの連携

地球温暖化防止対策を総合的に実施するためには、群馬県東部環境事務所等関係機関の協力が必要です。従来からの関連機関、団体との連携を充実していくとともに、事業の実施を通して、それぞれの地域団体などとの協力体制を図っていきます。

2. 計画の評価方法

(1) 計画の評価方法

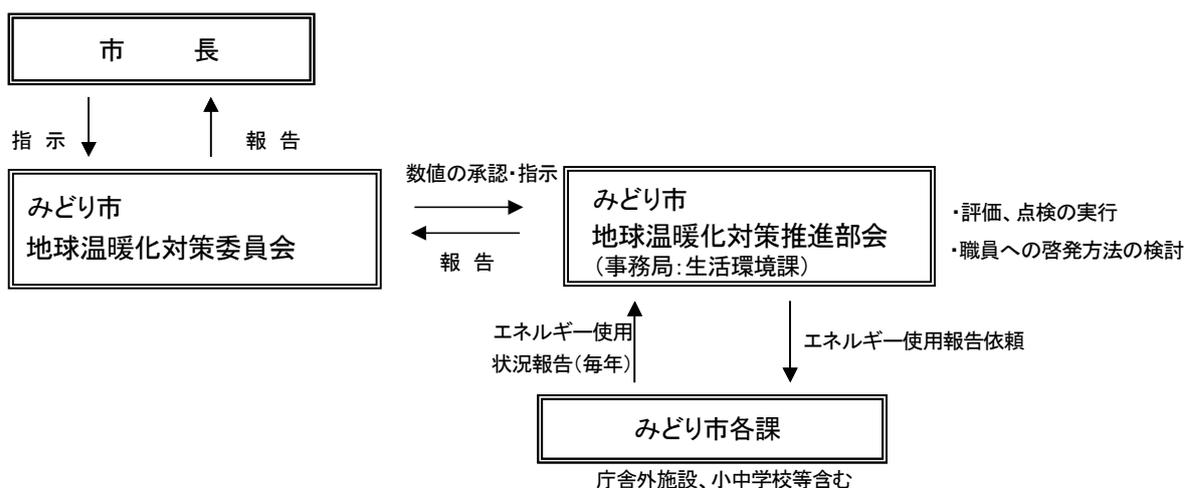
計画を推進するために、年度ごとに排出量を算出し、評価・点検し、課題を整理します。

事務局は、毎年度エネルギー使用に関する状況を「みどり市地球温暖化対策推進部会」へ報告し、部会では温室効果ガス排出量の算定や達成状況の評価を行います。これら排出状況を踏まえ、次年度以降の重点を置く施策を検討し、「みどり市地球温暖化対策委員会」に報告します。

また、計画の最終年度である令和6年度には、最終評価において、設定した目標値の達成状況を把握した上で、次に目指すべき施策の方向性を検討し、さらなる地球温暖化対策のための計画策定に取り組みます。

なお、評価・点検等については以下の手順により実施します。

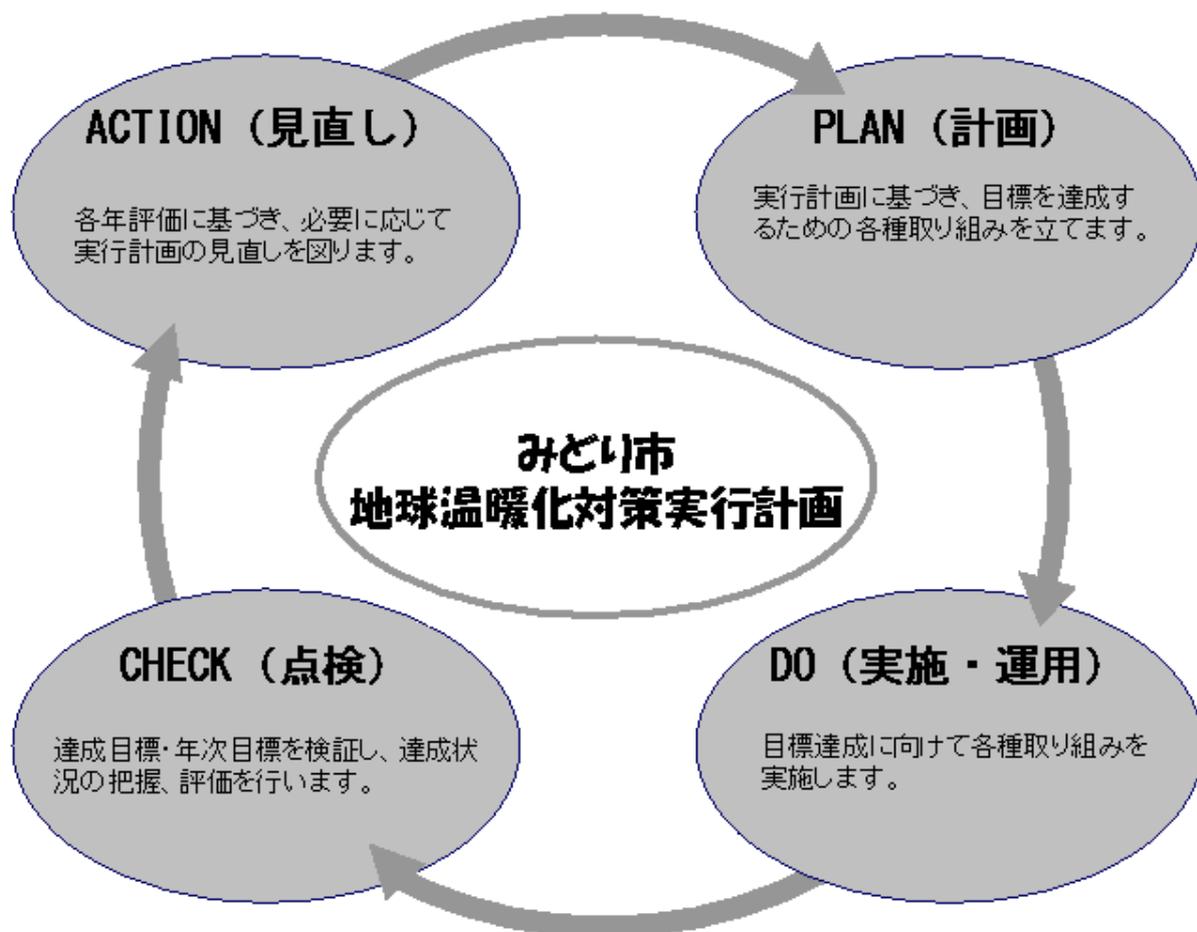
- ①評価・点検：毎年度の温室効果ガス排出量を算出し、削減目標値に対してどの程度削減できたかを評価します。
また、職員が行う各種取り組みの実施状況についてもチェック表により、達成度を数値化します。
- ②課題の整理：目標値までの差や、さらに取り組める項目、未達成項目などを抽出し、翌年度の重点取り組みに反映させます。
- ③公表：達成状況や取り組み状況をまとめ、職員及び市民へ公表します。



3. 計画の進行・管理

地球温暖化対策実行計画を具体的かつ効率的に推進していくためには、国、県などの関係行政機関、近隣自治体との連携を強化することが必要不可欠です。

市は、「地球温暖化対策実行計画 PDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクル」を構築し、計画通りに実施できたかを点検し、改善策を講じながら、PDCA サイクルを回していきます。



第5章 参考資料

1. 温室効果ガス削減に向けたチェックシート

各課は毎年4月に、第3章1に掲げた重点的な取り組み状況を「温室効果ガス削減に向けたチェックシート」を用いて自己評価を行い、事務局（生活環境課）へ報告するものとします。

点検方法は、各種対策の取組内容ごとに採点するものとし、その取組状況が該当すると思われる採点の目安における点数（項目チェックリスト別表）を記入します。

事務局（生活環境課）は、このチェックシート及び、各課から提出され温室効果ガス排出量算出に関する入力シート（参考資料2）により、温室効果ガス排出状況の確認や取り組み内容の過不足を評価し、翌年度における重点的な取り組みを設定します。

●チェック方法

点数	採点の目安
5	完全に取り組んでおり、温室効果ガス削減に貢献している（100%）
4	積極的に取り組んでいる。（70%）
3	半分程度取り組んでいる。（50%）
2	若干取り組んでいる。（30%）
1	殆ど取り組めていない（10%）
0	全く取り組んでいない（0%）
—	取り組みが該当しない。

●チェック対象期間

毎年度4月1日～翌年3月31日までとする。

項目チェックリスト別表

部署名（施設名）	部 課（ ）
----------	--------

取組項目	具体的な取り組み内容	採点欄
電気使用量の削減	・照明点灯時間の短縮を図り、最小限の点灯に努める。	
	・昼休みは、窓口業務や市民サービスに支障のない範囲で消灯する。	
	・自然光を取り入れ、支障のない範囲で消灯する。	
	・照明器具の定期的な清掃を実施する。	
	・クールビズやウォームビズを推進する。	
	・冷暖房の設定温度の適正化に努める。（夏期 28℃、冬期 20℃を目安）	
	・冷暖房の使用期間及び使用時間の短縮に努める。	
	・サーキュレーターを活用し、冷暖房を効果的に使用する。	
	・外出時にはOA機器等の電源をこまめに切る。	
	・OA機器の節電機能を活用する。	
	・ノー残業デーを徹底する。	
ガソリン、軽油の削減	・公用車を運転する際は、エコドライブに努める。	
	・近隣への移動については、徒歩や自転車の移動に努める。	
	・公用車は相乗り等により、効率的な利用に努める。	
灯油、A重油の削減	・石油ストーブの使用期間及び使用時間の短縮に努める。	
	・ボイラーの効率的な運転に努め、燃料使用量を抑制する。	
LPG、都市ガスの削減	・給湯器や湯沸かし器などは季節に合わせて設定温度を低めに調整する。	
	・ガス湯沸かし器の種火をこまめに消す。	
ごみ排出量の抑制	・両面印刷を徹底し、用紙の使用量削減に努める。	
	・印刷物や報告書の簡略化に努める。	
	・メールや庁内チャットを活用し、用紙の使用量削減に努める。	
	・ミスプリントや紙ごみは回収し、リサイクルに努める。	
	・ごみを排出する際は、分別を徹底する。	
水使用量の削減	・水道栓の開け閉めをこまめにする。	

2. 温室効果ガス排出量算出に関する入力シート

登録年度		機関名		所属															
調査項目		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	入力値			
料 使 用 量	ガソリン	L														0	月別値		
	灯油	L														0	月別値		
	軽油	L														0	月別値		
	A重油	L														0	月別値		
	B重油	L														0	月別値		
	C重油	L														0	月別値		
	液化石油ガス(LPG)	m ³														0	月別値		
	液化天然ガス(LNG)	kg														0	月別値		
	都市ガス	m ³														0	月別値		
電気使用量(東京電力株式会社)		kWh														0	月別値		
電気使用量(その2)		kWh														0	月別値		
電気使用量(その3)		kWh														0	月別値		
熱の供給量		MJ														0	月別値		
自 動 車 の 走 行 量	ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車	km													0	月別値		
		軽乗用車	km													0	月別値		
		普通貨物車	km													0	月別値		
		小型貨物車	km													0	月別値		
		軽貨物車	km													0	月別値		
		特種用途車	km													0	月別値		
	LPG ・ バ ス	普通・小型乗用車	km													0	月別値		
		普通貨物車	km													0	月別値		
		小型貨物車	km													0	月別値		
		特種用途車	km													0	月別値		
		バス	km													0	月別値		
		バス	km													0	月別値		
HFC-134a	封入カーエアコンの使用(年間)	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	年間値			
	廃棄量(カーエアコンの廃棄)	kg	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	年間値			
一般廃棄物 焼却量 (全量)	連続燃焼式	湿t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	年間値			
	准連続燃焼式	湿t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	年間値			
	バッチ燃焼式	湿t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	年間値			
一般廃棄物 焼却量	廃プラスチック類(合成繊維以外)	乾t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	年間値			
	廃プラスチック類(合成繊維)	乾t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	年間値			
	固形燃料	乾t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	年間値			
下水処理量(終末処理場)		m ³	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	年間値			
し尿処理量(し尿処理施設)		m ³	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	年間値			
浄化槽		人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	年間値			
追 加 項 目	コピー用紙等紙の使用量	枚																	
	水道使用量	m ³																	

3. 温室効果ガス排出係数一覧

	活動の種類		排出係数	
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料使用量	ガソリン	2.32 kg-CO ₂ /L	
		灯油	2.49 kg-CO ₂ /L	
		軽油	2.58 kg-CO ₂ /L	
		A重油	2.71 kg-CO ₂ /L	
		液化石油ガス(LPG)	3.00 kg-CO ₂ /kg	
		都市ガス	2.23 kg-CO ₂ /kg	
	電気使用量	東京電力	0.000457 t-CO ₂ /kwh	
		リエスパワー	0.000368 t-CO ₂ /kwh	
一般廃棄物の焼却量(廃プラスチック)			2,770 kg-CO ₂ /t	
メタン (CH ₄)	自動車走行距離	ガソリン	普通・小型乗用車	0.000010 kg-CH ₄ /km
			軽乗用車	0.000010 kg-CH ₄ /km
			普通貨物車	0.000035 kg-CH ₄ /km
			小型貨物車	0.000015 kg-CH ₄ /km
			軽貨物車	0.000011 kg-CH ₄ /km
			特殊用途車	0.000035 kg-CH ₄ /km
	自動車走行距離	軽油	普通・小型乗用車	0.000002 kg-CH ₄ /km
			バス	0.000017 kg-CH ₄ /km
			普通貨物車	0.000015 kg-CH ₄ /km
			小型貨物車	0.0000076kg-CH ₄ /km
			特殊用途車	0.000013 kg-CH ₄ /km
	一般廃棄物の焼却量			0.00095 kg-CH ₄ /t
	下水処理量			0.00088 kg-CH ₄ /m ³
浄化槽			0.59 kg-CH ₄ /人	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車走行距離	ガソリン	普通・小型乗用車	0.000029 kg-N ₂ O/km
			軽乗用車	0.000022 kg-N ₂ O/km
			普通貨物車	0.000039 kg-N ₂ O/km
			小型貨物車	0.000026 kg-N ₂ O/km
			軽貨物車	0.000022 kg-N ₂ O/km
			特殊用途車	0.000035 kg-N ₂ O/km
	自動車走行距離	軽油	普通・小型乗用車	0.000007 kg-N ₂ O/km
			バス	0.000025 kg-CH ₄ /km
			普通貨物車	0.000014 kg-N ₂ O/km
			小型貨物車	0.000009 kg-N ₂ O/km
			特殊用途車	0.000025 kg-N ₂ O/km
	一般廃棄物の焼却量			0.0567 kg-N ₂ O/t
	下水処理量			0.00016 kg-N ₂ O/m ³
浄化槽			0.023 kg-N ₂ O/人	
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	封入カーエアコンの使用		0.010 kg-HFC/台	

※施行令第3条を基に排出係数を算出(燃料使用量、一般廃棄物の焼却(廃プラスチック))

第3次みどり市地球温暖化対策実行計画

(中間見直し)

令和5年3月

発行 みどり市 市民部 生活環境課

〒379-2395

群馬県みどり市笠懸町鹿2952

TEL (0277) 76-2111 (代表)

FAX (0277) 76-9813

E-mail seikatsukankyo@city.midori.gunma.jp

ホームページ <https://www.city.midori.gunma.jp>